



生活や就労などで お困りの方の総合的な支援を行います

1人で悩まず、まずはご相談ください
一緒に解決の方法を考えましょう

ご家族からの相談にも対応します。

たとえば・・・

働きたいけど・・・
どうしたらええかわからん。



借金があって
生活が苦しいんよ．．



家計のやりくりが難しい。
今後の生活が心配じゃ。



ご相談ください

(相談窓口)

(社福) 竹原市社会福祉協議会権利擁護センター

(電話) 0846-22-5131

(FAX) 0846-23-0084



生活困窮者自立支援事業の対象となる方

経済的な問題で生活に困っている方・長く失業している方・就職がなかなか決まらない方・不安や心配事がある方は一人で悩まずご相談ください。
年齢に制限はありません。（生活保護を受給されている方を除きます。）



自立相談支援事業

～あなたに合った支援プランを作成～

支援員が相談を受け、どのような支援が必要かあなたと一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。



家計改善支援事業

～家計の立て直しをアドバイス～

家計状況をグラフや表等で「見える化」し、課題を把握して家計管理ができるよう支援計画を作ります。必要に応じて関係機関へつなぎ、生活再生を支援します。



住居確保給付金の支給

～家賃相当額を支給します～

離職等で住居を失った方、または失う恐れの高い方には、就職活動等を行うことを条件に一定期間家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えたうえで就職に向けた支援を行います。



認定就労訓練事業との連携

～社会、就労への第一歩～

「社会とのかかわりに不安がある」「ほかの人とコミュニケーションがうまく取れない」など直ちに就労が困難な方に、就労支援員と連携し就労に向けた支援（履歴書の作成・ハローワークの登録支援）を行うとともに、就労機会を提供する事業者（社会福祉法人宗越福社会）と連携し、自立に向けた支援を行います。

相談から支援までの流れ

まずは相談



1. 一緒に問題、悩みを確認・整理しましょう。

2. 一緒に目標をたて、支援プランを作成します。

3. 目標に沿った支援を関係者と連携して行います。

4. 目標が今のニーズに合っているか確認し、支援の見直しを行います。



安定した生活へ